

(第29号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容

- (1) 債権の名称 中野区生業資金貸付金
- (2) 債務者
- ①主たる債務者(借受人)(死亡)
元静岡県居住者
- ②連帯保証人(死亡)
元東京都居住者
- (3) 償還総額 2,714,675円
内 訳 貸付金 2,500,000円
利子 214,675円(年利率3%)
- (4) 償還済額 1,058,500円
内 訳 貸付金 924,973円
利子 133,527円
- (5) 放棄する債権額 1,656,175円
内 訳 貸付金 1,575,027円
利子 81,148円
- (6) 債権発生日 平成6年1月20日
- (7) 当初償還期間 平成6年8月～平成12年1月(66回払い)

2 債権放棄の理由

本債権は、借受人の婦人服の縫製を行うためのミシン等の購入資金として貸し付けたものである。

借受人は、平成28年4月1日頃に死亡した。また、連帯保証人は、平成12年6月19日に死亡し、その法定相続人は、相続を放棄した。

本債権は、平成17年2月1日に消滅時効が完成し、本債権を回収する見込みがない。

このため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決案件として、提案するものである。